ロ　人員の配置

(1)　助産師、看護師、准看護師及び看護補助者の数

(2)　薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及び臨床工学技士の数

ハ　医療機器等

(1)　主とする診療科目

(2)　算定する入院基本料及び特定入院料

(3)　厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める施設基準（平成二十六年厚生労働省告示第百六十三号）別表第一から別表第九までのいずれかに該当するかの別

(4)　在宅療養支援病院（診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）別表第一医科診療報酬点数表（以下「医科点数表」という。）に掲げる在宅時医学総合管理料又は特定在宅療養後方支援病院（医科点数表の区分番号Ｂ００１に掲げる退院時共同指導料１を算定する患者に対して、当該患者の退院後に在宅療養後方支援病院（医科点数表の区分番号Ｂ００１の２に掲げる在宅療養後方支援病院をいう。）の医師が当該患者の在宅療養を担う他の保険医療機関の保険医と共同で指導を行った場合に、当該患者の退院後に在宅療養後方支援病院の医師が当該患者の在宅療養を担う他の保険医療機関の保険医に対して診療情報提供料（Ⅰ）を算定した場合に限る。）

(5)　救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第二条第一項の救急病院又は救急診療所である病院又は診療所にあっては、その旨

(6)　コンピュータ断層撮影装置の数

(i)　六十四列以上の検出器を有するコンピュータ断層撮影装置の数

(ii)　十六列以上六十四列未満の検出器を有するコンピュータ断層撮影装置の数

(iii)　十六列未満の検出器を有するコンピュータ断層撮影装置の数

(7)　磁気共鳴画像診断装置の数

(i)　静磁場強度が三テスラ以上の磁気共鳴画像診断装置の数

(ii)　静磁場強度が一・五テスラ以上三テスラ未満の磁気共鳴画像診断装置の数

(iii)　静磁場強度が一・五テスラ未満の磁気共鳴画像診断装置の数

(8)　血管連続撮影装置の数

(9)　ＳＰＥＣＴ装置の数

(10)　ＰＥＴ装置の数

(11)　強度変調放射線治療（ＩＭＲＴ）を行うための機器の数

(12)　遠隔操作式密封小線源治療装置の数

(13)　患者の退院後の療養に必要な保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携を行う部門の設置の有無及び当該部門の構成員の数

四　入棟患者の状況

イ　新規入棟患者の人数

ロ　在棟患者の延べ人数

ハ　退棟患者の人数

ニ　入棟前の場所別の入棟患者の人数

ホ　予定入院（あらかじめ入院することが決まっていた場合をいう。）及び緊急入院（予定入院以外の入院をいう。）の患者の人数

ヘ　退棟後の場所別の退棟患者の人数

ト　退棟後に居宅等における医療の提供を必要とする退棟患者の人数

五　手術の実施状況

イ　手術の総件数及びその臓器別の内訳

ロ　全身麻酔の手術の件数及びその臓器別の内訳

ハ　胸腔鏡下手術の実施件数

ニ　腹腔鏡下手術の実施件数

ホ　内視鏡手術用支援機器加算の算定件数

	病棟	入院患者に提供する医療の内容
		四　入棟患者の状況 イ　新規入棟患者の人数 ロ　在棟患者の延べ人数 ハ　退棟患者の人数 ニ　入棟前の場所別の入棟患者の人数 ホ　予定入院（あらかじめ入院することが決まっていた場合をいう。）及び緊急入院（予定入院以外の入院をいう。）の患者の人数 ヘ　退棟後の場所別の退棟患者の人数 ト　退棟後に居宅等における医療の提供を必要とする退棟患者の人数
		五　手術の実施状況 イ　手術の総件数及びその臓器別の内訳 ロ　全身麻酔の手術の件数及びその臓器別の内訳 ハ　胸腔鏡下手術の実施件数 ニ　腹腔鏡下手術の実施件数 ホ　内視鏡手術用支援機器加算の算定件数

	ファイル等に記録する方法
	規則第三十条の三十三の六第三項に規定するレセプト情報による方法（以下「レセプト情報による方法」という。）